

令和2年8月18日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様
各指定障害福祉サービス事業所管理者 様
各指定障害児通所支援事業所管理者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

通所系サービス事業所が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び
サービス継続のために実施する在宅支援について（通知）

このことについては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」（令和2年5月27日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、市町が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とする取扱いを当面の間継続することとされていますが、現在の感染拡大の状況等を踏まえ、改めて当該取扱いの手続きの適正化を図るため、各事業所が市町へ協議を行う際の様式を定めましたので、利用者の居宅等において支援を実施する場合に作成し、市町に提出してください。

担 当 指導検査グループ

電 話 082-513-3158 (ダイヤル)

(担当者 越智)